

令和3年10月26日

長崎県南部海区漁業調整委員会事務局
(漁業振興課資源管理班内)
内線電話 2823
直通電話 095 - 895 - 2823
担当者名 渡辺、遠山

長崎県南部海区漁業調整委員会指示の発出について (お知らせ)

このことについて、下記のとおり指示しましたのでお知らせします。

記

令和3年長崎県南部海区漁業調整委員会指示第1号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、マナマコの採捕について、次のとおり制限する。
ただし、試験研究機関等が試験研究のために採捕する場合、又は本委員会の承認を受けて大村湾内の漁業協同組合もしくは水産多面的機能発揮対策に係る大村湾内の漁業協同組合を主体とした活動組織が採捕する場合はこの限りではない。

令和3年10月26日

長崎県南部海区漁業調整委員会
会長 吉谷均

1. 規制海域

佐世保湾(西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線、西海橋及び観潮橋と陸岸とによって囲まれた海域)を除く大村湾(西海市西海町金比羅山頂上と佐世保市高後崎とを結ぶ線内の海面)及び共同漁業権南共第62号、同63号、同73号、同74号の区域。

2. 操業の制限

(1) 採捕期間の制限

規制海域においては、令和3年度から令和5年度の各年度の11月1日から11月14日まで及び2月16日から3月31日までマナマコ(アオナマコ、アカナマコ及びクロナマコ)を採捕してはならない。

(2) 小型個体の採捕制限

規制海域においては、体重100g以下のアカナマコ又はアオナマコを採捕してはならない。

3. なまこ漁業の届出

規制海域において、小型機船底びき網(手繰第3種なまこけた網)漁業以外の漁法でなまこ漁業を営もうとする者は、本委員会に届け出なければならない。

4. 指示の有効期間

この指示の有効期間は、令和3年11月1日から令和6年10月31日までとする。